

常勤職にない若手会員に対する年度会費減免措置（申し合わせ）

1. 本学会は、常勤職に就いていない若手会員（40歳未満）の年度会費を減免する措置を講じることができる。
2. 年度会費減免措置適応の対象者
以下の3つの条件を満たした正会員に対して適用する。
 - (1) 申請年度の4月1日時点において40歳未満である者。
 - (2) 申請年度の4月1日時点において常勤職に就いていない正会員で、経済的理由により会費減免を希望する者。
 - (3) 前年度までの本学会会費を納入している者。但し、大学院修士課程及び博士課程在籍者、任期制の職、有給の研究者、日本学術振興会特別研究員等は対象外とする。
3. 減免額
減免される会費は、原則申請された年度の本学会会費とし、当該年度の会費から5,000円を減免する。
4. 申請書類
申請は本人によるものとし、次の申請書類を提出することとする。
 - ・常勤職にない若手会員に対する年度会費減免申請書（別紙）
5. 申請期間
申請の受付は、4月末日までとする。減免措置は申請年度のみ適用とし、継続を希望する場合には、年度ごとに申請書類を提出することとする。
6. 審査、決定
庶務委員会において、申請書類に基づき年度会費減免の可否を審査し、直近の理事会で決定し、申請者に通知する。
7. 書類の送付先
上記4.の年度会費減免申請書をメール、ファックス、郵送のいずれかの方法により日本体育・スポーツ・健康学会事務局宛に送付する。